第 11 章
教育の変遷

第 1 次豊後大野市総合教育計画

平成 18（2006）年度から平成 22（2010）年度
『明日を担うひとづくり、ふれあい豊かに・安心して学ぶ「豊後大野市の教育」の創造』

今、国において第三の教育改革の最中にあり、教育基本法の改正や三位一体改革など、矢継ぎ早に新しい時代に対応した教育施策が打ち出されています。また、構造改革を一層推進するため規制改革・民間開放が教育界にも及んでいます。一方、地方分権が進むなかで、都道府県や市区町村の責任と負担が増大しています。

こうした社会情勢の変化を踏まえて大分県教育委員会は、平成 18（2006）年 6 月に「新大分県総合教育計画（大分県教育改革プラン）」を策定しました。この計画では、新しい時代にふさわしい教育施策を推進し、明日の大分を築く『知』『徳』『体』の調和のとれた心豊かな子どもたちを育成するとともに、すべての県民が教育に関わることを通じて活力あふれる大分を創造することを目指します。

豊後大野市においても、幼児・児童・生徒の「生きる力」の育成と学力の向上、青少年の健全育成、さらには、生涯学習の推進などに関して長期的な展望に立った教育施策を推進する必要があるため、総合教育計画を策定しました。

この計画が目指すものは、教育を通した活力ある「まち」と「ひと」づくりです。この目標に向けて、まず学校では、家庭・地域の教育力を結集して、次代を担う子どもたちの「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育みます。また、地域では、家庭・学校と連携･協力を密にし、青少年の健全育成を推進します。さらには、市民が文化財や伝統文化を愛護する精神の醸成を図るとともに、社会教育施策の充実に努めます。

≪基本施策≫

Ⅰ 子どものたくましく生きる力、感性豊かな個性、確かな学力を育てる
1. 基礎・基本の定着を図る教育の推進
2. 特別支援教育の推進
3. 幼児教育の推進
4. 心の教育の推進
5. 健康・体力づくりの推進

Ⅱ 学校・家庭・地域が連携した子どもの教育を充実する
1. 学校・家庭・地域の協働、連携
2. 子どもの健やかな成長に役立つ教育環境整備
3. 安心・安全な学校づくり
4. 望ましい食習慣を身につける食育の推進
5. 教職員の人材確保
6. 社会変化に対応した教育行政の推進

Ⅲ 青少年が健全に成長できる環境をつくる
1. 青少年の健全育成

Ⅳ いつでも学べる場と機会をつくる
1. 生涯学習の推進
2. 公民館機能の充実
3. 図書館機能の充実

Ⅴ 誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境を充実する
1. 誰もが気軽に楽しめるスポーツの振興
2. 競技スポーツの振興

Ⅵ 世代・地域を超えて、多様な交流を育む環境をつくる
1. 国体の推進

Ⅶ 郷土の歴史・文化財や伝統を守り、継承する
1. 文化財・伝統文化の保護と継承

Ⅷ 人権を尊重し、一人ひとりの個性を認め合う
1. 人権教育の推進

第 2 次豊後大野市総合教育計画

平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度
『明日を担うひとづくり、ふれあい豊かに・安心して学ぶ「豊後大野市の教育」の創造』

(1) 国の動向

科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化など、私たちを取りまく社会情勢は急激に変化しています。核家族化や価値観の多様化は、社会全体の規範意識の低下､地域社会における連帯意識の喪失といった傾向を強め、子どもたちの基本的生活習慣の乱れや学ぶ意欲の低下、学力・体力や社会性の低下、規範意識の欠如など深刻な問題が山積しています。

国は、教育基本法を改正し、「人格の完成」や「個人の尊厳」などこれまでの普遍的な理念を大切にしつつも、新しい時代の教育の理念を明示し、「自己実現を目指す自立した人間」「国家・社会の形成に主体的に参画する国民」「国際社会を生きる日本人」の育成を図ります。

その理念を具体化するために教育振興基本計画が策定され、目指すべき教育の姿や取り組むべき施策が明記されました。また、国と地方公共団体の役割分担や教育委員会の責任が明らかにされ、都道府県や市区町村、教育委員会の責任と負担が増大しています。

(2) 県の動向

こうした社会情勢の変化を踏まえて、大分県教育委員会は「新大分県総合教育計画（大分県教育改革プラン)」を策定しました。この計画には、新しい時代にふさわしい教育施策を推進し、明日の大分を築く「知」「徳」「体」の調和のとれた心豊かな子どもたちを育成するとともに、すべての県民が教育に関わることを通じて活力あふれる大分を創造することを目指すことが定められました。

(3) 市の動向

豊後大野市教育委員会においても、教育振興基本計画に示された「社会全体で教育の向上に取り組む」「社会の一員として生きる基盤を育てる」「教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成する」「安心・安全で、質の高い教育環境を整備する」という４つの基本的方向を目指すこととしました。その実現に向けて、学校・家庭・地域の三者が自らの役割と責任を果たしていけるような総合教育計画を策定しました。学校では家庭・地域と一体となった組織的な取り組みによって､次代を担う子どもたちの「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育みます。そのため、学校教育では、幼児・児童・生徒の「生きる力」の育成を目指して教育 TRY 運動に取り組みます。また、家庭では基本的生活習慣を確立し、地域では家庭・学校と連携・協力を密にし青少年の健全育成を推進します。さらに生涯学習については、地域の活性化を担う社会教育施設の在り方などを検討し、長期的な展望に立って教育施策の充実に努めます。

行財政改革が行われている厳しい環境にありますが、平成 27（2015）年度の目標年次に向け、この計画により教育を通した活力ある「まち」と「ひと」づくりを目指します。

≪基本施策≫

Ⅰ 子どものたくましく生きる力、感性豊かな個性、確かな学力を育てる
- 1.「ふるさと学習」の推進
- 2. 確かな学力を育む教育の推進
- 3. 特別支援教育の推進
- 4. 幼児教育の推進
- 5. 心の教育の推進
- 6. 教職員の人材育成
- 7. 健康・体力づくりの推進

Ⅱ 学校・家庭・地域が連携した子どもの教育を充実する
- 1. 学校・家庭・地域の協働、連携
- 2. 子どもの健やかな成長に役立つ教育環境整備
- 3. 安心・安全な学校づくり
- 4. 望ましい食習慣を身に付ける食育の推進
- 5. 社会変化に対応した教育行政の推進

Ⅲ 青少年が健全に成長できる環境をつくる
- 1. 青少年の健全育成

Ⅳ いつでも学べる場と機会をつくる
- 1. 生涯学習の推進
- 2. 公民館機能の充実
- 3. 図書館機能の充実

Ⅴ 誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境を充実する
- 1. 誰もが気軽に楽しめるスポーツの振興
- 2. 競技スポーツの振興

Ⅵ 郷土の歴史・文化財や伝統を守り、継承する

1. 文化財・伝統文化の保護と継承

Ⅶ 人権を尊重し、一人ひとりの個性を認め合う

1. 人権教育の推進

第 3 次豊後大野市総合教育計画

平成 28（2016）年度から平成 32（2020）年度

『ふるさとを愛し、地域とともにシアワセな未来を拓く、たくましく、心豊かな豊後大野の人づくり』

人格の完成や個人の尊厳などの普遍的な理念を継承しつつ、平成 18（2006）年に改正された教育基本法では、「①知・徳・体の調和がとれ、生涯学習にわたって自己実現を目指す自立した個人」、「②公共の精神を尊び、国家社会の形成に主体的に参画する国民」、「③我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成」を目指すことが明確化されました。この理念を達成するためには、現在の社会経済情勢や将来の展望を十分に踏まえ『教育立国』として、ふさわしい教育のあり方を具体的に検討し、必要な政策を実行することが求められます。

そのような中、グローバル化や高度情報化社会、少子高齢化など社会の急激な変化に伴って、我が国は次のような危機に直面しています。

- 少子高齢化による社会全体の活力低下
- 厳しさを増す経済環境と知識基盤社会への移行
- グローバル化の進展による我が国の国際的な存在感の低下
- 雇用環境の変容による失業率、非正規雇用の増加
- 都市化・過疎化の進行、家庭形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化を背景とした地域社会のつながりの希薄化、支え合い機能の低下による個々人の孤立や規範意識の低下
- 地方の衰退や疲弊など地域間格差、世代間または世代内の社会的格差や経済的格差などの格差の再生産と固定化の進行による一人ひとりの意欲減退や社会の不安定化
- 環境問題、食料・エネルギー問題、民族・宗教紛争など地球規模の課題への対応

このような状況は、平成 23（2011）年 3 月 11 日の東日本大震災の発生により一層顕在化かつ加速化しており、生活水準、経済状況、雇用状況の悪化や社会格差の増大など様々な影響が懸念されています。

また、国では人口急減・超高齢化・東京一極集中を克服し、将来にわたって各地域がそれぞれの特徴を生かした自立的で持続的な社会を創出できるよう「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26（2014）年 12 月閣議決定）に基づく取り組みを進めています。本市としても、平成 27（2015）年 10 月に『豊後大野市総合戦略』を策定し、その中で「人口ビジョン」と「まち・ひと・しごと総合戦略」を掲げ、実効性のある地方創生の取り組みを進めることとしており、その基本目標の達成のためにも、教育（学校教育・社会教育）、文化・スポーツの面からの貢献が求められています。

≪基本施策≫

Ⅰ　協働によるまちづくりの推進

① 協働の仕組みづくりと意識を高揚する

1. 市民の信頼と期待に応える開かれた教育行政の推進

Ⅱ　学校教育の充実

① 教育内容を充実する

1. 教育ＴＲＹ運動の推進
2. 生きる力の育成
3. 特別支援教育の充実
4. ふるさと学習の推進と特色ある学校づくり
5. 生徒指導体制の強化
6. 時代の変化を見据えた学習環境の整備・充実
7. 幼稚園教育の充実

② 教育体制を充実する

1. 地域とともにある学校づくり
2. 教職員の指導力の向上
3. 学校給食の充実と食育の推進
4. 学校（幼稚園）規模・配置の適正化の推進

③ 安心安全な教育環境をつくる

1. 安心安全な教育環境づくり

④ 就学環境を充実する

1. 円滑な義務教育・幼児教育の実施

⑤ 高等学校を支援する

1. 大分県立三重総合高等学校の支援

Ⅲ　生涯学習の推進
① 生涯学習を推進する
1. 生涯学習の推進と社会教育施設の充実
2. 次代を担う青少年の健全育成
② 公民館機能を充実する
1. 公民館機能の充実
③ 図書館を整備する
1. 図書館サービスの充実と図書館の整備
Ⅳ　スポーツの振興
① 生涯スポーツを推進する
1. 生涯スポーツの推進
② スポーツ施設を整備する
1. スポーツ施設の充実と利用促進
③ 競技スポーツを振興する
1. 競技スポーツの振興とスポーツ少年団活動の推進
Ⅴ　文化財等の保存・継承
① 文化財等の保存・継承・活用を推進する
1. 地域の文化財･歴史･伝統文化･民俗芸能の保存･継承・活用
Ⅵ　人権尊重社会の実現
① 人権が尊重される地域社会を実現する
1. 人権教育の推進

第 4 次豊後大野市総合教育計画

令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度
『郷土を愛し、つどい、つながり、ふれあい、学び合い、次世代へ未来を拓く、豊後大野の人づくり』

近年、急速に進む少子高齢化、技術革新による急速な情報化の進展、経済や社会のグローバル化、人々の価値観やライフスタイルの多様化、さらに気候変動による大規模災害の発生、新型感染症による緊急事態発生など社会情勢が大きく変化し、教育を取り巻く環境はますます複雑化しています。こうした中、国において平成 18 年に教育基本法が改正され、公共の精神、生命や自然の尊重、環境の保全、伝統文化の尊重などを教育の目標に掲げた新しい時代の教育の基本理念が示されました。これを受け示された基本理念の実現に向けて教育基本法第 17 条第 1 項の規定に基づく教育振興基本計画が策定され、教育改革を最重要課題の一つとした取組を進めています。

平成 29（2017）年 3 月に公示された新たな学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」を柱として、小学校の外国語の教科化、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善等が示されました。

また、今後のあるべき学校の姿として「チームとしての学校」の実現や「地域とともにある学校」への転換等が求められるなど、これからの学校は新たな段階を迎えます。

豊後大野市では、平成 28（2016）年度から令和 7（2025）年度までを計画期間とする第 2 次豊後大野市総合計画を策定しており、まちづくりの 10 年後の将来像「人も自然もシアワセなまち」を展望した教育施策の推進を含めた総合的な計画によりまちづくりを進めています。

また、豊後大野市総合教育会議において、本市の教育基本方針に関する施策の根幹となる「豊後大野市教育大綱」を策定し、市長と教育委員会が一層の連携の下、総合的に教育行政を推進しています。

≪基本施策≫
Ⅰ 協働によるまちづくりの推進
＜重点施策＞
1 市民が主体の教育行政を推進する
Ⅱ 学校教育の充実
～質の高いヘプタゴン教育「主体的な自己実現」をめざして～
＜重点施策＞
1 三次元空間で豊後大野っ子を育てる
⑴ 縦軸に小・中一貫教育、横軸にコミュニティ・スクール、空間軸にキャリア教育を位置付け、全ての学校において地域を愛する子どもの育成
2 地域との連携を強化する
⑴ 地域とともにある学校づくりの推進
⑵ 小中一貫型小学校・中学校（小中一貫教育校）の設置推進
⑶ 魅力ある学校づくりの推進

3 七つの柱で多面的な学校教育を推進する
⑴ キャリア教育の推進
⑵ 校種間連携の推進
1 幼・小の連携教育の推進
2 就学前教育の充実
3 小・中・高の連携教育の推進
⑶ 地域とともにある学校づくり（コミュニティ・スクール）の充実
⑷ 確かな学力の育成
1 教職員の指導力向上
2 小学校教科担任制の拡大
3 英語教育の推進
4 小学校プログラミング教育の推進
5 特別支援教育の充実
⑸ 豊かな心の醸成と健康な体の育成 ～ 居場所なしゼロを目指した学びのアクセスの保障～
1 不登校・いじめ対策の強化 ～教育支援センターの強化～
2 人権・部落差別解消教育の推進
3 健康な子どもの育成
4 防災教育の充実（子どもの安全確保）
5 学校給食の充実と食育の推進
⑹ 郷土学の推進
1 ジオ学習の推進
2 地域の歴史・文化を知る学習の推進
⑺ 学校環境の充実
1 ＩＣＴ環境の充実
2 安全で快適な学校（幼稚園）施設・設備の充実
3 教材教具の充実
4 専門スタッフ等の適正配置
5 幼稚園の規模・配置の適正化の推進
6 学校施設の開放の推進
7 安心して学べる就学環境の充実
4 教職員がいきいきと働き続けられる環境を整備する
⑴ 働き方改革プランの徹底
⑵ ＩＣＴの活用等による業務改善
5 高等学校を支援する
⑴ 大分県立三重総合高等学校の支援

Ⅲ 社会教育の充実
～ 郷土を愛する人づくり ～
＜重点施策＞
1 若年層から高齢者まで、さまざまな年代への学びを提供する
⑴ 市民一人ひとりが、生涯にわたって心豊かに学び穏やかに暮らせるよう、地域の特色を活かした社会教育の推進を図り、豊かな知性と教養を持ち健康で充実した生活ができる学びの推進
2 学校・家庭・地域の連携・協働による「協育」ネットワークを構築する
⑴ 社会教育と学校教育が連携しながら、生きがいのある豊かな人生を送るため、地域社会全体の教育力の向上を図り、子どもたちが安心して暮らせる環境づくりの推進
3 七つの柱で多面的な社会教育を推進する
⑴ 生涯学習の推進
1 生涯学習推進のための組織・体制の充実
2 社会教育施設の連携と学習情報の提供
⑵ 次代を担う青少年の健全育成
1 学校・家庭・地域・行政が一体となった青少年の健全育成
2「生きる力」の育成と「自己肯定感」の醸成
3 家庭の教育力と地域の協育力向上
⑶ 特色ある公民館づくり
1 誰もが気軽に「まなぶ」活動ができる環境づくり
2 市民に開放された「つどう」施設の提供
3 人と人を「むすぶ」地域の教育・文化の振興
⑷ 図書館利用の推進 ～ふれあい、学びの杜～
1 市民のニーズに応じた情報・資料の収集及び提供
2 世代を超えた交流や情報拠点としての事業の推進
3 さまざまな学習機会の提供と読書を通じた人づくりの推進
4 市民の「知る」を支援するレファレンスサービスの充実

5　利用につながる図書館情報の発信
⑸　資料館の展示・収蔵、館外活動の充実と文化財保護の推進
1　歴史資料の調査・収集・公開の促進
2　文化財や伝統文化等の調査研究と保存・継承・活用
3　文化財の環境保全・保護と整備の推進
4　ジオパーク活動の推進
⑹　誰もが楽しめるスポーツの振興
1　生涯スポーツの推進と競技スポーツの振興
2　スポーツ施設の整備とスポーツツーリズムの充実
⑺　人権・部落差別解消教育の推進
1　部落差別解消を中心とした人権教育の推進
2　「人権を学ぶ子ども会」への参加促進と活動の拡充